

## 「遺言書、おいくらかかりますか？」

ファイナンシャルプランナー 福島えみ子

先月のコラム「遺言書は家族へのラブレター」では、遺言書ってこんなことも伝えられる！ということや遺言書の基本的な事柄中心にお話しました。

ところで、いざ遺言書を作ろう！と思い立ったところで気になるのはやはり「費用」ではないでしょうか？遺言書作成にかかる費用といえば、前回でも触れたとおり最も費用がかさむのは「公正証書遺言」です。ただ、費用がかさむと言われても、いったい例えばどれくらいなの？と余計気にかかるところですよ。

公正証書遺言の作成費用が画一的に明示しづらいのは、遺言の対象となる相続財産の価額や相続人・受遺者の人数によってその手数料は大きく異なってくるという事情があるためですが、そうはいつでも一応の目安を知るため、今回は下記の条件を一例としてご説明してみたいと思います。

### 【設例】

- 相続人 3 人 （世帯主に相続が起きた場合の配偶者と既婚の子供 2 人）
- 相続財産 5,000 万円

※子供に“既婚の”という条件をつけているのは、提出する戸籍謄本の費用算定のためです。婚姻していると別戸籍になっている場合が多く、また相続を考える年齢になると、子供が婚姻していることが多いのでこの条件にしました。

### ■戸籍謄本等費用

戸籍謄本	450 円
除籍謄本	750 円
改製原戸籍謄本	750 円
戸籍の附票の写し	300 円

(参考)

なお、下記に前回のおさらいとして、各遺言方式の要点を記載しておきます。

自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が自筆で作成</li><li>● 本人の自署・日付・捺印が必要</li><li>● 実際に相続が発生したときには家庭裁判所の検認手続が必要（民法1004条1項）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 公証人と証人2人の立会い必要</li><li>● 公証人の前で、遺言を口述し、それを公証人が筆記し、遺言者と証人に読み聞かせる。</li><li>● 遺言者及び証人2人の署名・捺印</li><li>● 公証人の署名・捺印</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が遺言書を記し自署・捺印のうえそれを封筒に入れ、さらに遺言書捺印と同じ印鑑で封筒を封緘をする。</li><li>● 公証人と証人2人の前に提出、遺言書である旨、氏名・住所を述べる。</li><li>● 公証人が日付・遺言書である旨・遺言者の氏名・住所を封紙に記載し、さらに遺言者・公証人・証人2人が封紙に署名・捺印</li><li>● 実際に相続が発生したときには家庭裁判所の検認手続が必要（民法1004条1項）</li></ul>

### ■自筆証書遺言では？

まず、一番費用のかからない「自筆証書遺言」から見ていくことにしましょう。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

自筆証書遺言は、自分自身で遺言作成を完結させますから、作成にはせいぜい紙代位のもので特に費用もありません。ただ、遺言は相続が起きた後、家庭裁判所で「検認」を受けなければ、勝手に開封して遺言執行手続きに移ることができません。この遺言書検認手続きに少々の費用がかかります。

遺言書検認手続（家庭裁判所）	
◆家庭裁判所への申立手数料(収入印紙)	800
◆家庭裁判所への申立手数料(予納郵券) ・東京家庭裁判所・法定相続人3人の場合 (※裁判所・相続人や遺贈者の数によって異なりますのでご注意ください) 80円切手 × 5枚 10円切手 × 8枚	480
◆添付書類として、遺言者・相続人の戸籍謄本等 ・例として配偶者と既婚の子供2人の場合で 改製原戸籍をはさむ場合 戸籍謄本3通 改製原戸籍3通	3,600
◆遺言検認済証明書 1通150円	150

なお、左に挙げていないもので、他に考慮すべき費用を挙げるとすれば、家庭裁判所への交通費が考えられます。検認を申立てるべき家庭裁判所は、遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所ですから、もし申立人が遠隔地居住なら申立は郵送するとしても検認当日は出頭必須です（申立人以外は出頭を必ずしもする必要はありません。）交通費がまとまってかかる場合もあるでしょう。

## ■公正証書遺言では？

では、次に「公正証書遺言」を見てみましょう。

公正証書遺言では、公証役場での遺言作成の際、下記（次頁）「公証人手数料令」表の手数料がかかります。注意すべきは表中の「目的の価額」すなわち遺言の対象となる財産の価額は、相続人や受遺者それぞれにおいて個別に算出し、それを合算するということです。

○例として冒頭に挙げた設定で、配偶者に3,000万円、子供2人に1,000万円ずつを相続させる遺言をします。「公証人手数料令」表の目的の価額からそれぞれの手数料を算出すると、下記のとおりです。

配偶者	23,000
子供1	17,000
子供2	17,000
<b>合計</b>	<b>57,000</b>

これに全体の財産が1億円未満のときは、遺言1件につき「遺言加算」という手数料が11,000円加算され、遺言の用紙代についても細かく加算されます。そして公正証書遺言には推定相続人や利害関係人以外の証人2名が必要ですから、証人をお願いする礼金も必要となります。

◆目的の価額による手数料	57,000
◆遺言加算	11,000

◆用紙手数料 -全体で5枚と仮定	
原本 (公証役場に保管)	250
正本 (遺言者交付)	1,250
謄本 (遺言者交付)	1,250

<b>公証役場への支払い合計</b>	<b>70,750</b>
--------------------	---------------

【付随する費用】

◆提出書類として(但しコピー可)	
・印鑑証明書(但し市町村により手数料異なる)	300
・戸籍謄本(相続人・遺言者のもの。 改製原戸籍までは多くは不要)	1,350
・相続財産に土地建物がある時は 不動産登記簿謄本 土地・建物 各1通800円	1,600
◆証人報酬(2人) ・1人につき5,000と仮定	10,000

<b>合計</b>	<b>13,250</b>
-----------	---------------

<b>■公証人手数料令</b>	
・相続の目的の価額と相続人の人数による	
◆法律行為に係る証書作成の手数料	
<b>(目的の価額)</b>	<b>(手数料)</b>
100万円以下	5000円
100万円を超え200万円以下	7000円
200万円を超え500万円以下	11000円
500万円を超え1000万円以下	17000円
1000万円を超え3000万円以下	23000円
3000万円を超え5000万円以下	29000円
5000万円を超え1億円以下	43000円
1億円を超え3億円以下	4万3000円に5000万円までごとに1万3000円を加算
3億円を超え10億円以下	9万5000円に5000万円までごとに1万1000円を加算
10億円を超える場合	24万9000円に5000万円までごとに8000円を加算
◆遺言加算 (全体の財産が1億円未満のとき)	11000円 (1件につき)
◆証人報酬(2人)	5000~10000円 (1人につき)
◆用紙手数料	
原本 (公証役場に保管)	4枚超のとき1枚につき250円加算
正本 (遺言者交付)	1枚250円
謄本 (遺言者交付)	1枚250円
◆公証人の出張	目的の価額に応じる手数料50%加算 日当 1日20000円・半日10000円 交通費実費

## ■秘密証書遺言の場合は？

最後に、「秘密証書遺言」の場合です。秘密証書遺言は公証役場で作成しますが、公正証書遺言の場合と異なり、相続させる人数や相続の対象となる財産の価額は遺言書がすでに封印されているため、公証人さえ知り得ませんから手数料の算出はできず、公証役場にかかる費用としては、「遺言加算」の11,000円と証人2人の報酬のみになります。

そして秘密証書遺言では家庭裁判所の遺言検認手続が必要となりますから、公正役場の手数料に先程自筆遺言証書で挙げた検認手続の費用が加わることとなります。

いかがでしょうか？こうして遺言作成にかかる費用をおおざっぱにでもつかんでみると、遺言書作成のイメージがよりつかみやすくなったのではないのでしょうか？遺言の方式は各々メリット・デメリットがあるところ、費用が大まかにでも把握できることで、よりどの方式を選ぶかの選択に具体性を持たせる助けになれば幸いです。